

配分基準表(自己採点表)

項目	現状の水準	点数	自己採点
①付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近年の付加価値額が以下のいずれかとなっている。 ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	/	/
	a 300万円以上	1点	
	b 600万円以上	2点	
	イ 付加価値額の拡大率目標ポイント 目標年度における付加価値額の目標の直近年からの拡大率が以下のいずれかとなっている。 ただし、⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。	/	/
	a 3%以上	1点	
	b 10%以上	2点	
	c 15%以上	3点	
	d 20%以上	4点	
	e 30%以上	5点	
	ウ 付加価値額の増加額目標ポイント ⑤の新規就農ポイントの加点を受ける者は(イ)、その他の者は(ア)の取組に該当している。 (ア)目標年度における付加価値額の目標の直近年からの増加額が以下のいずれかとなっている。	/	/
	a 100万円以上	1点	
	b 200万円以上	2点	
	c 300万円以上	3点	
	d 400万円以上	4点	
	e 500万円以上	5点	
	(イ)目標年度における付加価値額の目標が以下のいずれかとなっている。	/	/
	a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上	1点	
b 基準額の10%増し以上	2点		
c 基準額の20%増し以上	3点		
d 基準額の30%増し以上	4点		
e 基準額の40%増し以上	5点		
②経営面積の拡大	以下のいずれかの取組に該当している。	/	/
	a 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より 4ha (施設園芸作の場合は 20% 、果樹作の場合は 10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	5点	
	b 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より 2ha (施設園芸作の場合は 10% 、果樹作の場合は 5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	4点	
	c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より 4ha (施設園芸作の場合は 20% 、果樹作の場合は 10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	3点	

	d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	2点	
	e 上記aからdまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1点	
③労働時間の短縮	栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について、aからcまでのいずれかの取組に該当している。		
	a 目標年度までに10%以上削減することとしている。	1点	
	b 目標年度までに20%以上削減することとしている。	2点	
	c 目標年度までに50%以上削減することとしている。	3点	
④経営管理の高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	2点	
	イ GLOBALG.A.P又はASIAGAPの認証を取得している。	1点	
	ウ 農業版事業継続計画(BCP)を策定している。	1点	
	エ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1点	
	オ 有機JASの認証を受けている又は目標年度までに認証を受けることとしている。	1点	
⑤新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。ただし、認定就農者である場合に限る。	2点	
	以下に該当する場合はそれぞれ加点する。		
	a 50歳までに就農した者である場合(法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。)	2点	
	b 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した場合	1点	
⑥農業者の育成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。	1点	
	以下に該当する場合は加点する。		
	受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合	1点	
⑦女性の取組	以下のいずれかに該当している。 ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者) イ 代表者が女性であるか、役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っている場合に女性が当該部門の責任者であるもの	3点	
⑧輸出事業計画との連携	助成対象者又は助成対象者が所属する団体等が策定した輸出事業計画の認定がされており、導入等する機械等がその計画の取組内容に関連するものであるもの。	1点	

※12点以下の場合は、申請についてご希望に添えない場合があります。

ポイント計

注意事項

- 1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として経営体の取組全体を対象として算定するものとする。
- 2 「④経営管理の高度化」のうち「目標年度までに法人することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画を必ず提出するものとする。
- 3 輸出事業計画とは、輸出事業計画の認定規程(令和2年4月1日付け農林水産大臣決定)により農林水産大臣が認定した計画をいう。